

組合員・利用者の皆様へ

秋田ふるさと農業協同組合  
代表理事組合長小田嶋 契  
(公 印 省 略)

### 不祥事についての経過報告

去る 8 月 18 日に発覚した不祥事に関して組合員・利用者の皆様には 22 日から 23 日にかけて第一報として文書でお知らせさせていただき、当日朝まで確認できた事実を 23 日にプレスリリースいたしました。

その時点まででは、平成 19 年から 29 年までの間、不正な経理操作によって総額 5,800 万円の入出金を繰り返し 26 万 8,500 円の実被害額が認められました。

また動機、使途については本人からの聞き取りにより、家計への充当や借入金の返済に充てたとのことでした。

その後、当事者の関わってきた業務について精査したところ不正な会計処理は平成 15 年から行われていたことが確認されました。

JA 内部の仮勘定科目を不正に操作し内部資金を流用しており、科目への戻し入れに際しては他の科目から充当された形跡が確認され、不正な会計処理によって内部資金が当事者の管理する通帳に流出していたことが判明いたしました。

実被害額を確定するために流出した内部資金の源泉となった勘定科目を専門家によって解析したところ、消費税関連の科目の操作により、約 9,400 万円の実被害額が発生していたことが判明いたしました。

また、家族からの聞き取りや当事者所有の口座の調査を行ったところ、横領したお金がすべて家計や借入金に充当されていたわけではなく、動機や使途については現在も調査中であります。

当事者が亡くなっており聞き取り調査ができず、不正が行われていた期間も長く、行われた会計処理も複雑なことから調査は難航し、また実被害額の公表に当たっては関係行政庁との確認等が必要なことから、第 2 報まで一か月の期間がかかってしまい公表が遅くなってしまったことは不本意であります。

今回の事案は外部の監査や内部通報による発覚ではなく通常業務の中で発見し調査報告したことにより、農協自らの調査を継続してきましたが、今後は法的手段と責任問題も含めて第三者委員会に本事案の全容解明に向け、調査結果の検証等を委ねることになります。

以上が現在までの報告となりますし、9 月 20 日開催の臨時総代会で総代の皆様に報告した内容であります。